

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、A県A市に本社を置き、繊維工業を営むB会社（以下「会社」という。）に平成〇年〇月〇日に入社し、平成〇年〇月〇日にH課長となり、平成〇年〇月〇日にD室長、平成〇年〇月〇日からはD室長兼E部長兼F室長代理として社長ほか役員の秘書業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に会社の1階男性用更衣室において頭からビニール袋を被り死亡しているところを発見された。死体検案書によると、死亡日時は「平成〇年〇月〇日午前〇時頃」、直接死因は「窒息」、その原因は「ヘリウムガスの吸引」とされている。

請求人は、被災者は会社で組織的な裏金作りとその管理を任されていたところ、平成〇年〇月中旬になって突然裏金の存在が明るみとなり、会社からその責任を負わされ、精神的に追い詰められて自殺したものであるとして、監督署長に葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によると、被災者の自殺は被災者自身の強い意志が関与した行為と考えるのが自然であり、被災者が精神障害を発病していたとの判断はできないとされている。当審査会としても、被災者の自殺に至るまでの行動等に鑑みると、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

しかしながら、請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、被災者は精神障害を発病し自殺したものと推定すべきである旨主張するので、当審査会としては、被災者が平成〇年〇月中旬から死亡するまでの間に何らかの精神障害を発病していたものと仮定して検討することとする。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人らは、被災者に恒常的長時間労働が認められる旨主張するが、被災者

の評価期間における監督署長認定の1か月当たり時間外労働時間数は、最長で発病6か月前の53時間であり、被災者の後任のD室長が部下に「被災者は何をしていたのかな」と話すほどに仕事量は少なく、さらに、被災者は勤務中に私用で度々外出していたことも確認されており、恒常的長時間労働があったとは認められない。

- (5) 請求人らは、被災者は会社の裏金作りを強要されていた旨主張するが、被災者自身が会社の金品を横領していたことを認めており、また、平成〇年〇月〇日の会社側と被災者及びその親族との話し合いにおいて、請求人がおわびとして〇万円の小切手を差し出し精算しようとしたという事実があることからみても、被災者が会社の金品を横領していたことは明らかであると言わざるを得ない。

さらに、当審査会において関係資料を精査しても、被災者が会社の裏金作りを強要されていたとする事実を根拠付ける客観的資料は示されておらず、請求人らの当該主張は採用できない。

- (6) 請求人らは、会社側は不正行為に関わる調査において、被災者に厳しく叱責を加え続けた旨主張するが、業務上横領が疑われる以上、会社側が被災者から聴取を行うことは当然のことであり、その過程において、会社側が被災者に対して必要以上に厳しく叱責を加え続けたとの請求人らの主張を裏付ける客観的資料はない。むしろ、一件記録からは、平成〇年〇月〇日の会社側と被災者及びその親族との話し合いにおいて、会社は、人目につくことを避けるため、本社敷地内にあるGセンターを応接場所とするなど、一定の配慮をしていたことが認められる。

なお、平成〇年〇月〇日にC常務から被災者に対して夜間に長時間の電話があったとの主張については、通話料明細書をみる限り、被災者の方からC常務に対して電話をかけていると判断できるものである。

したがって、会社側と被災者との不正行為に関わる調査におけるやりとりを業務による心理的負荷評価表の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）の項目に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (7) 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価も「弱」であり、仮に、被災者が何らかの精神障害を発病していたとして検討しても、被災者の発

病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のおりであるので、請求人に対してした葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。